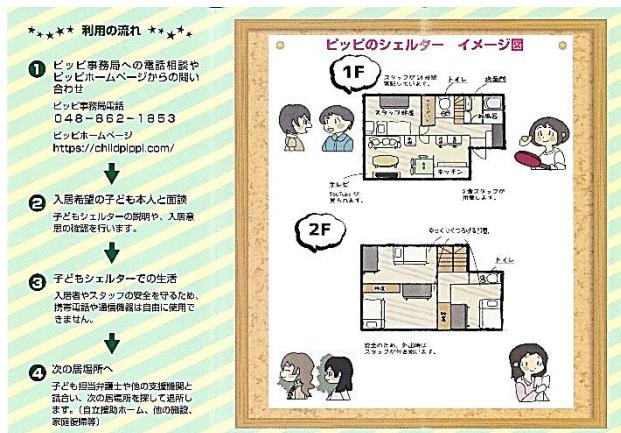


5. ① 家庭で親に育てられる子どもの権利  
(子どもの権利条約第5条、18条)  
現実は3組に1組の両親の離婚、7人に1人の貧困家庭

② シェルターの活動は家庭で親に育ててもらう権利を奪われた子どもの権利  
保障のための社会的養護活動  
③ 子どもに生まれてきてよかったと思ってもらえることが目標

6.多くの支援者とのスクラムを組んでいく  
関係者が支えあってバーンアウトを防ぐ



Q&A

Q. 預かるのは2ヶ月を目安としているのでしょうか  
どのくらいの期間が多いでしょうか

A. 8ヶ月くらいいる子もいます  
面倒を見るという気持ちで、次にバトンタッチする場を見つけるまでいてもらいます



## スマイル報告

■副 SAA  
廣渡 健司



- ・進行は副 SAA 田口 修身が務めました
- ・小林 訓子会員にもお手伝いいただきました



## 出席報告

■出席委員会 委員長  
新藤 栄介

